

# 富士見市まちづくり寄附条例

## (目的)

第1条 この条例は、富士見市を応援しようとする個人、法人その他団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、当該寄附を行った者（以下「寄附者」という。）の本市に対する思いを具体化することにより、活力と個性あふれるまちづくりを行うことを目的とする。

## (事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 子どもを育むまちづくりのための事業
- (2) 健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業
- (3) 生涯学習を推進するまちづくりのための事業
- (4) 安心で安全なまちづくりのための事業
- (5) その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業

## (寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業の中からあらかじめ指定することができる。

- 2 寄附者が前項に規定する使途の指定をしなかったときは、市長が寄附者に代わり指定するものとする。

## (基金の設置)

第4条 寄附者からの寄附金を適正に管理するため、富士見市まちづくり寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (寄附者への配慮)

第5条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮するものとする。

## (積立て等)

第6条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、第2条各号に掲げる事業の財源に充てることができる。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第10条 基金は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年6月末日までに、基金の前年度の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。